

平成27年12月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

最高裁判所事務総局総務局第二課長 富澤 賢一郎
最高裁判所事務総局行政局付 森田 亮
最高裁判所事務総局民事局付 今井祐子

出張報告

平成27年12月7日から同月9日までの日程で開催された平成27年度日韓交流プログラムに参加するため、大韓民国（以下「韓国」という。）の首都ソウル市に出張しましたので、その結果の概要を報告いたします。

【日程】

12月7日（第1日目）

午後 韓国大法院見学（大法廷、裁判所ミュージアム）
韓国司法制度の概要説明
ワークショップ・セッション1：民事事件における証拠開示制度について
大法院行政処長表敬訪問
公式夕食会（大法院行政処長主催）

12月17日（第2日目）

午前 大法院ITセンター見学（ソンナム市ブンダン）
午後 歓迎昼食会（大法院ITセンター長主催）
ワークショップ・セッション2：労働審判制度について
夕食会（大法院企画調整室長主催）

12月18日（第3日目）

午前 ワークショップ・セッション3：司法行政の課題について
午後 送別昼食会（大法院企画調整室長主催）

【セッション等の結果概要】

1 韓国の司法制度等について

(1) 韓国の司法制度の概要及び大法院見学（第1日目午後）

Changmo Kim 判事 (Director of International Affairs, 国際業務審議官) から、

パワーポイントを利用して、韓国の司法制度の概要説明を受けたほか、大法院の職員の案内の下、大法院の大法廷及び裁判所ミュージアムを見学した。先方から受けた説明のうち、主なポイントは以下のとおり。

- 韓国大法院判事は14名（任期6年）であるが、そのうち1名は、2年間、大法院行政処長として司法行政のみを担当し、他の13名が裁判を担当している。小法廷は4人の裁判官により構成され、①全員の意見が一致しない場合、②判例を変更する場合、③社会の注目を集める事件を処理する場合には、13人全員の合議体（多数決）で審理する。なお、韓国の民事事件では、上告許可制度が採用されていないため、上告事件の増加が懸案事項となっている。
- 大法院には約100人の裁判官が研究員として勤務している。研究員には、裁判官のほかに、税理士や教授など（約10人）もいる。これらの研究員は、それぞれの大法院判事に就く専属研究員と、民事・刑事・行政等の分野に分かれた共同研究員がいる。
- 韓国では、大法院、5つの高等法院、地方法院のほか、特許法院、行政法院、家庭法院に加え、憲法裁判所が存在する。なお、行政法院や家庭法院が設置されていない地域では、地方法院において家事事件や行政事件を担当している。
- 大法院の大法廷は、日本の最高裁大法廷と雰囲気は似ているが、大法廷前に、南北統一時に文字を刻む予定の石碑が設置されるほか、韓国式の衣装を着た女神像が設置されるなど、韓国の歴史や文化を象徴する作りとなっていた。
- また、大法院内に併設されている裁判所ミュージアムでは、韓国における法制定の歴史、法服の展示（現在使われている法服は、韓国の伝統的な衣装をイメージしたもの。）のほか、模擬法廷（模擬法廷内の当事者席、裁判官席のモニターから模擬シナリオを使用できる。）やクイズコーナー、大法院長官との合成写真を撮ることができるように撮影設備等、国民に開かれた司法をアピールする広報を積極的に行っていると感じた（当日も、中高生が見学していた。）。
- 大法院の内部には銀行のATMが存在した。また、出入口には金属探知機が置かれていた。

(2) 大法院ITセンター見学（第2日目午前）

Young Cheol Lim 判事（Director, 司法IT審議官と思われる。）から、韓国のITセンターの概要説明を受けた。先方の説明、質疑応答及び昼食懇談会（Young Hoon Lee 判事, Chief of Judicial IT Bureau, 司法IT局長）における主なポイントは以下のとおり。

- ITセンターの概要
 - ・ 同センターは、ソウルから車で約1時間の距離にあるソンナム市ブンダンに位置し、韓国の裁判所のITの拠点としての役割を果たしている。

- ・ 同センターは、2007年12月に完成した地上5階・地下2階建ての近代的な建物であり、同センターには、裁判所職員（約120名）とアウトソーシングの職員（約800名）が勤務している。
- ・ テジョン市とブンダン市にある2箇所のITセンターが災害復旧センター及びバックアップセンターの役割も果たしている。ITセンターでは、24時間365日、全国の裁判所内のパソコンを管理するなどしている。
- ITセンターで管理しているシステム等の概要について
 - ・ 自分の業務に関するメール、予定表、お知らせ、決裁等のメニューが出てくるので、アクセスして処理する Case Management system、裁判官の担当事件の確認や日程管理、判決の作成、統計システムの利用などをすることができる Judge Support System が提供されている。
- E-courts Systemについて
 - ・ E-courts System は、2010年から段階的に推進されており、2010年の第1段階では知財事件、2011年から2013年までの第2段階では、仮の救済事件・行政事件・家事事件・民事事件、2014年から2015年の第3段階では、執行事件・非訟事件・破産事件で導入されている（刑事以外の全ての手続において、E-courts System を利用することができる。）
 - ・ 民事事件での普及は6割程度（2015年7月は60.6%，同年8月は54.4%，同年9月は55.3%）である。
 - ・ 原告は、電子システム上で、訴状やPDF化した書証を裁判所に提出することができる。このような形で提訴されると、自動的に、書記官・裁判官に事件が配てんされ、当該書記官の電子記録キャビネット上に当該事件の記録が表示される。
 - ・ 訴状の補正等も、原告のE-mailアドレス等に直接送付されることとなる。その後も、当事者がHPにアクセスして、事件の進行状況や書面の送達を受けた書面等を確認することができる。
 - ・ E-courts System を利用するか否かは、双方当事者の意向に委ねられている。したがって、被告がシステムの利用を希望しない場合には、当該被告に対しては電子データを出力した紙を渡すなど片面的な運用も可能である。
 - ・ E-courts System の利用を促進するため、例えば、国等の公共機関については、同システムの利用を義務付けている。また、原告が同システムを利用して提訴する場合には、訴え手数料を通常の場合と比べて10%割引するインセンティブを与えていている。
 - ・ E-courts System の稼働に当たっては、パソコンに不慣れな国民や弁護士も多いことから、積極的な広報を行っている。同センターには、民事の交通事故をテーマにした、E-court の体験施設が併設されており、画面（英語対応可能）を見ながら訴状提出、法廷等の場面を体感することができる取組が行われている。

- ・ 実際の審理の中で、書証の原本を確認する必要がある場合には、当事者に指示して原本を持参してもらっている。
- 裁判例の公表について
 - ・ 大法院の判例・下級裁の裁判例とともに、主要なものを選別して公開している。
- (3) その他
 - 大法院行政処長 (Byoung-dae Park 判事) の表敬訪問等において話題になった事項は以下のとおりである。なお、同人の訪問においては、Min Kul Lee 判事 (Chief of Planning & Coordination Office) も同席された。
 - 韓国におけるロースクール制度
 - ・ 韓国では、ロースクール制度を採用し、2017年末に司法試験の廃止を予定していたところ、当職らの韓国訪問直前に、韓国法務部（法務省に相当するもの）が、2021年まで同試験を存続させる（廃止を延期する）方針を示し、大論争が発生している。
 - ・ 韓国では、裁判官に任官するためには、弁護士ないし検察官の職務経歴を必要とする法改正が行われ、2015年に初めてロースクール卒業生が任官した（法改正当初、必要な職務経験の期間は3年間のようである。）。
 - 裁判官の外部経験
 - ・ 韓国では、裁判官に任官後、他職を経験する制度は設けられておらず、海外への留学制度（英語、仏語、独語のほか、日本語、中国語、スペイン語圏を含む。）が整備されているのみであるとのことであり、先方から、日本の裁判所の取組（民間企業研修や他省庁への出向）に関し、その意義や効果について質問があった。

2 ワークショップについて

(1) セッション1（民事事件における証拠開示制度について）（第1日目午後）

韓国側の出席者は、Jung Min Rhee 判事 (Director General for Planning, 企画調整室長), Seong-Ho Moon 判事 (Director for Judicial Policy, 司法政策審議官), Gookhyun Lee 判事 (Director for Judicial Procedure, 司法支援審議官), Changmo Kim 判事 (Director of International Affairs, 国際審議官) である。

Gookhyun Lee 判事及び今井からそれぞれプレゼンテーションをした上、他の出席者も交えて意見交換をした。韓国側の説明の主なポイントは以下のとおり。

- 韓国では、急増する事件処理への対応が急務であるが、裁判官の人数の増加だけでは対応することができないと考えられるため、2014年下半期から、事実審の充実化に向けて、様々な制度の改善を行っている。まず、裁判官の力量を、紛争性のある事件の処理に充てるため、書記官がその権限で公示送達を行うことができるようになるなど、裁判官から書記官への権限の移行を行ってきた。また、金融、医療等の専門的知見を要する分野で裁判官の仕事を補助するため、裁判官がその意見を参考にする

ことができる「専門審理官制度」を導入した。専門審理官は、期限付きの公務員として法院に所属し、審理に深く関与することとなる。

- このような対策の一環として、2015年5月8日に、大学教授や裁判官などで構成される「事実審査実化司法制度改革委員会」が公表した建議文を踏まえ、訴え提起前の証拠調べ制度を導入する民事訴訟法改正案の発議が予定されている。
- 韓国における訴え提起前の証拠調べは、民事紛争に関する事実を確定することに法律上の利益があり、紛争の解決に必要な場合などに認められるものであり、当事者の申立てにより、裁判所が証拠維持命令（証拠を廃棄、毀損等しないことを命ずるものであり、違反すると過料に科せられる。）、証拠調べ決定（民事訴訟法で定められたすべての証拠調べの実施が可能）をし、適宜の協議期日などを踏まえ、証拠調べを実施するというものであり、手続の途中でいつでも付調停や和解勧告ができる制度となっている。また、証拠調べの結果を調書に記載し、受訴裁判所でも活用するようにしている。
- 無駄な訴訟を予防し、審理促進・充実化を図ることを目指しているが、濫用を防止するための方策などのハードルがある。

(2) セッション2（労働審判制度について）（第2日目午後）

韓国側の出席者は、セッション1と同様であり、日本にも留学経験のある Seong-Ho Moon 判事及び森田からそれぞれプレゼンテーションをした上、他の出席者も交えて意見交換をした。韓国側の説明の主なポイントは以下のとおり。

- 韓国では、個別労働紛争の解決について、訴訟以外に労働委員会における審判が活用されている（2013年における中央労働委員会における審判件数は約2000件、地方労働委員会における審判件数は約1万2000件）。また、韓国の裁判所では、個別労働紛争の解決について、一般法院が担当する民事裁判や労働仮処分、民事調停のほかに、行政法院において、中央労働委員会の命令の取消しを求める抗告訴訟を提起することが可能である。
- 同抗告訴訟は、2014年5月の改正により、ソウルの行政法院だけでなく、テジュンの地方法院にも管轄権を有することとしたほか、高等法院、ソウル中央地方法院及びソウル行政法院に集中部を設置して対応している。なお、専門部ではなく、集中部としたのは、既にソウル中央地方院には多数の専門・集中部があるところ、事件処理のノウハウを共有する裁判官を増やし、多くの裁判官に（主に知財や国際取引、商事などの専門分野に関する）事件処理の機会を与える必要もあると考えたからである。
- もっとも、抗告訴訟の提起により、紛争解決ルートが二元化（民事訴訟と抗告訴訟）するほか、事実上5審制度（地方労働委員会→中央労働委員会→行政法院又は地方法院→高等法院→大法院）により早期の紛争解決を図ることができないといった問題点がある。

- 韓国では、労働紛争を取り扱う専門裁判所（労働法院）の設置が提案されたこともあったが、同法院は導入されず、労働委員会における不当解雇救済手続における金銭補償制度（金銭解決制度）を導入するなどして対応しているところである。
- 労働法院の設置の見送りに際し、労働事件の調停活性化策を施行したとあるが、特に、労働事件に特化した特則が設けられているわけではなく、調停運営の在り方として、社労士等の専門家を調停委員に指定するなどの方策を探っているのみである。なお、韓国でも日本と同様に、調停の申立ての場合と付調停の場合があり、多様な職業の調停委員がいるほか、一定の法曹経験を有する弁護士を裁判官と同様の権限を与える制度も導入しているとのことである。

(3) セッション3（司法行政上の課題について）

韓国側の出席者は、セッション1、2と同様の他、Eun Sang Rhee 判事 (Director, IT担当) 及び Jongki Lee 判事 (Director for Judicial Policy) が参加し、司法行政における懸案事項に関する意見交換がなされたところ、先方 (Eun Sang Rhee 判事ら) からの説明の主なポイントは以下のとおり。

(情報セキュリティについて)

- 裁判官のセキュリティ意識が一気に高まることを求めるのは難しく、システムを利用する個々の構成員の認識を徐々に高めていくことが重要である。韓国では、支援チームを作り、単に冊子を配るだけではなく、出向いて循環教育を行うなど体系的な対策をとっている。
- ネットの利用で意図せず情報が流出しないようにするために、裁判所職員の業務PCからインターネットに直接アクセスすることはできず、Virtual Machine 上でのみインターネットにアクセスできる環境を整えている（これを利用している裁判官は、裁判所内において、2つのディスプレイを利用しているとのことである。）。
- 韓国では、個人識別情報を保存する場合、安全性を確保するための措置をとらなければならぬところ、判決書だけでなく、個人識別情報を含む資料を暗号化するPC点検ソリューション（ソフト）の購入を進めているほか、業務用PCでは、インターネット網との連結が遮断され、判決書作成システムで保存される判決書ファイルは、作成者以外開くことができないようにしている（なお、言渡し後の判決等は、全てデータ化して裁判所で管理しており、検索等も容易であることから、個々の裁判官が古い判決書等を個人的に保持しておく必要はないとのことである。）。
- ただし、韓国でも判決書をE-mailやUSBに保存する機能はあるが、紛失防止等のため、保安USBの導入を検討しているほか、自宅でも、Virtual Machineが活用できるような環境の整備を検討している。E-courtを前提とすれば、自宅にいながら、記録も持ち帰ることなく判決作成等ができることになり、一部試験的に導入されている。

(裁判官の業務量分析と適正人員について)

- 韓国では、事件数の増加に対応するため、2014年に、今後5年間で370人の裁判官を増加するとの法改正を行っている。
- 韓国では、新任裁判官の約半数が女性である（なお、労働時間については、裁判官にも、フレックスタイム制度や短縮勤務制度なども導入されているようである。）。

(以上)